

【所管事務の調査（報告）】

事業活動地球温暖化対策指針の変更について

資 料 1 事業活動地球温暖化対策指針（変更案）に関する意見募集の
実施結果について

資 料 2 事業活動地球温暖化対策指針

参考資料1 「事業活動地球温暖化対策指針」の変更について

参考資料2 パブリックコメント手続用資料

事業活動地球温暖化対策指針（変更案）に関する意見募集の実施結果について

1 概要

事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減の推進及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の運用に必要な事項などを定める「事業活動地球温暖化対策指針」は、平成22年度に策定してから8年が経過し、その間、次世代自動車の技術開発の進展や、再生可能エネルギーの普及、電力自由化の拡大など、地球温暖化対策に関連する社会・経済状況が大きく変化しました。

こうした状況変化を踏まえ、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の更なる削減及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度のより効果的な運用に向けて、「事業活動地球温暖化対策指針（変更案）」を取りまとめ、市民・事業者の皆様からの御意見を募集しました。

その結果として、意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題 名	事業活動地球温暖化対策指針（変更案）に関する意見募集について
意見の募集期間	平成30年11月9日（金）～12月10日（月）
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
募集の周知方法	環境局地球環境推進室、市ホームページ、環境情報、かわさき情報プラザ、各区役所・支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館
結果の公表方法	環境局地球環境推進室、市ホームページ、かわさき情報プラザ、各区役所・支所・出張所の閲覧コーナー、各市民館・図書館

3 結果の概要

意見提出数		3通（16件）
内 訳	電子メール	1通（9件）
	ファクス	1通（2件）
	郵 送	0通（0件）
	持 参	1通（5件）

4 御意見の内容と対応

本変更案に対する御意見として、御意見の趣旨が案に沿ったもののほか、今後の取組を進めていく上で参考とする御意見、案に対する質問・要望の御意見がありました。

「事業活動地球温暖化対策指針」については、当初案のとおり変更するとともに、寄せられた御意見につきましては、今後の取組推進に活かしてまいります。

【対応区分】

- A 御意見を踏まえ、当初案に反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【対応区分と意見の件数】

項目	対応区分					計
	A	B	C	D	E	
(1)様式等の見直しに関する事	0	5	0	0	0	5件
(2)推進体制の整備に関する事	0	2	0	0	0	2件
(3)事業者間の連携に関する事	0	0	0	2	0	2件
(4)削減目標の設定等に関する事	0	0	0	2	0	2件
(5)削減対策に関する事	0	3	2	0	0	5件
合計	0件	10件	2件	4件	0件	16件

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 様式等の見直しに関する事

No.	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	計画書・報告書の様式が簡便になり、事業者の負担軽減につながると考える。	<p>変更案では、計画書・報告書の様式中の重複する箇所の解消を図ったほか、記載すべき内容がより分かりやすくなるよう改めるなど、様式や添付書類の全体的な見直しを行いました。また、計画期間における取組を事業者が自ら評価した内容を記載する欄を追加するなど記載事項の充実を図りました。</p> <p>引き続き、事業者の事務負担軽減を図りながら、事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度のより効果的・効率的な運用に努めてまいります。</p>	B
2	提出書類を簡素化したことは、業務の効率化につながる変更である。		B
3	指針の変更案に合った内容での様式変更が行われ、地球温暖化対策計画の進捗、評価が今まで以上に分かるようになると思う。明確になった分、今後の推進に向けての手間を減らして進めていければと考えている。		B
4	指針本文は記述が簡潔になり理解しやすくなったと考える。		B
5	別表について、文章の簡潔化が図られ、一方、管理面では丁寧な記述が増え、より実効性のある内容になったと考える。また、記載設備が最新のものに更新されていることも良いと考える。		B

(2) 推進体制の整備に関すること

No.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	推進体制の整備、取組に必要な情報の周知と研修等の教育体制の整備について、内容充実について再検討したいと思う。	温室効果ガスの排出削減に関する推進体制や従業員に対する研修等の教育体制の整備は、排出削減を計画的に取り組む上で重要と考えております。	B
2	環境の現状及び最新情報等を配信し、社内で共有し、環境についての理解を深めていければと考えている。	引き続き、必要な情報の提供や助言を行うなど、体制整備に向けた支援に努めてまいります。	B

(3) 事業者間の連携に関すること

No.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	今回の変更案では、事業者間での連携に努めることとされており、ハードルが少し高いという印象を持った。	事業者間の連携は、温室効果ガスの一層の排出削減につながることから、変更案では、事業者は削減対策に関する情報共有やエネルギーの相互利用等に努めるものとしています。	D
2	「事業者間の連携」の次に、「地域での連携」として「事業者は、地域に顕在するエネルギーを利活用することも検討する」ことを加えてはいかがか。	これまでも、臨海部のコンビナートにおいて事業者間で蒸気を活用する取組などが行われており、今後も、地域の未利用エネルギーの活用などの取組が推進されるよう、必要な情報の提供や支援に努めてまいります。	D

(4) 削減目標の設定等に関すること

No.	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	排出量原単位等の設定について、生産数量を算定に使用していた場合、生産する物自体が数年で変わる可能性があり、同様に設定することのできない場合があると思われる。	排出量原単位は、温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値を設定するものとしており、計画期間中は原則として排出量原単位等の指標は変更しないものとしていますが、個々の事業者の状況に応じて、適切な運用を実施してまいります。	D
2	各社は業界団体ごとに定めた目標を達成すべく相応の削減努力をしていくのであり、また、景気動向により排出量が大きく増減する不確定要素もあるため、事業者ごとの削減対策の効果についての評価・見直しを様式に追加することには反対である。	削減対策の効果について事業者が自らの取組の評価と見直しを行うことは、計画期間中の取組の課題や次期計画に向けた改善点を再確認する契機となり、各事業者の自主的な取組の促進につながるものと考えております。 こうした取組を通じて、計画書・報告書制度をより効果的に運用し、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の更なる削減を推進してまいります。	D

(5) 削減対策に関すること

No.	意見内容 (要旨)	意見に対する市の考え方	区分
1	別表中に、「蓄電池の積極的な導入」が追加されている。蓄電池については、温室効果ガス排出抑制だけでなく、事業活動継続についての大きなメリットも出していけるような、対策の計画と実施を行っていかねばと考えている。	蓄電池の導入は、電力のピークカットによる発電所の負荷低減による省エネと併せて、災害時の電源として使用できるなど、重要な取組であると考えており、制度の運用に当たっては、事業者に対し必要な説明を行ってまいります。	B
2	別表に「蓄電池の積極的な導入」とあり、災害時の電源などを意識した記述と理解している。省エネの観点からは電力は使い切るのが一番なので、蓄電池の積極導入に対しては何らかの説明が必要かと思う。	今後とも、地球温暖化対策が、温室効果ガス排出抑制だけでなく、防災対策や産業振興など多様な課題の解決にも貢献する「マルチベネフィット」の視点を生かして取組を進めてまいります。	B
3	廃棄物等の発生の抑制等については、環境ISOの取得をしていない事業者等についても、廃棄物等の発生抑制に努めるような形となり、事業を行う上で考えなければならない事項の認識が強まり良いと思う。	廃棄物等の発生の抑制等は、廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの排出削減につながるなど、重要な取組であると考えております。 引き続き、廃棄物の発生抑制の推進に向けて取組を促してまいります。	B
4	次世代自動車を導入した事業者が、大きく良い評価がなされ、メリットがある仕組みがあれば、導入が大きく進むのではないかと思う。	本年度から、事業者のモチベーション向上を目的として、温室効果ガスの大幅な削減を達成した事業者を環境功労者として市長が表彰する取組を開始しました。	C
5	省エネ設備導入、更新の予算を取り温室効果ガス排出抑制を行う企業が、社会全体での大きな評価とメリットがあれば、予算を確保しての温室効果ガスの抑制が進んでいくのではないかと思う。	選考に当たっては、削減対策の取組内容も含め総合的に判断しますので、次世代自動車や省エネ設備の導入など事業者の削減努力を適切に評価することで、事業者の自主的な取組の一層の促進に努めてまいります。	C

事業活動地球温暖化対策指針

平成22年 4月 1日
一部変更 平成27年 5月22日
一部変更 平成31年 4月 1日

1 総則

(1) 目的

この指針は、川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、事業者の温室効果ガスの排出の抑制等の推進並びに条例第9条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び条例第10条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成に必要な事項について定めるものである。

また、条例第8条第2項の規定に基づき、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。

(2) 用語の定義

この指針で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等

(1) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等の基本的な考え方

ア 温室効果ガスの排出の抑制等のための措置

事業者は、その事業活動に係る設備等について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の向上その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量のより少ないものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるものとする。

イ 温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の製造等

事業者は、製品の製造等を行うにあたり、エネルギー消費効率が高いもの、再生可能エネルギー源や未利用エネルギーなど（以下「再生可能エネルギー源等」という。）を利用したものの、温室効果ガスの排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他その利用に伴う温室効果ガスの排出の量のより少ないものを製造等するよう努めるものとする。

ウ 廃棄物等の発生の抑制等

事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、廃棄物等の発生の抑制や再使用等に努めるものとする。

エ 事業者間の連携

事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等の取組等に関する情報共有や技術提供のほか、エネルギーの相互利用など、事業者間で連携した温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

(2) 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等の推進

ア 設備等に係る温室効果ガスの排出の抑制等

事業者は、その事業内容、事業所の形態等に応じ、事業活動に係る設備等に関し、次の事項その他の方法の実施に努めるものとする。

- (ア) 燃料の燃焼の合理化
- (イ) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
- (ロ) 廃熱の回収利用
- (ハ) 熱の動力等への変換の合理化
- (ニ) 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギー損失の防止
- (ホ) 電気の動力、熱等への変換の合理化
- (ヘ) 温室効果ガスの排出の量のより少ない燃料への転換

イ 計画的に取り組むべき事項

(ア) 推進体制の整備

温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制を整備するとともに、従業員に対し、温室効果ガスの排出の抑制等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底を行うため、研修等の教育体制を整備すること。

(イ) 温室効果ガスの排出の量及び設備等の運転状況の把握

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに設備等の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

(ロ) 情報収集

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に関し、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

(ハ) 設備等の選択

事業活動に係る設備等及びその使用方法の選択については、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

(ニ) 実施状況及び効果の把握

(イ)の実施状況及びその効果を把握すること。

(ホ) 自己評価の実施

(イ)を踏まえ、事業活動に係る設備等の選択及び使用方法について再検討し、継続的に効果的な取組を実施すること。

(ヘ) 次世代自動車等の導入

事業活動に伴う自動車には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車や低燃費車を計画的に導入すること。

(オ) 輸送の効率化

目的に応じた自動車や輸送量に見合った自動車を使用するため、適正な車両の選択を行うこと。また、共同輸配送やモーダルシフトを推進すること。

(カ) 低炭素電力等の積極的利用

事業活動で使用する電気については、再生可能エネルギー源により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用するよう努めること。

(キ) 公共交通機関等の利用の促進

従業員の通勤等に関しては、公共交通機関等の利用を積極的に行い、マイカー通勤を抑制すること。

(ク) 環境教育及び環境学習の推進

地球温暖化対策に係る環境教育及び環境学習を推進するよう努めること。

ウ その他考慮すべき事項

- (ア) 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、上記のほか、別表第1から6に掲げる対策について実施するよう努めるものとする。

- (イ) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第7号）又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第6号）並びに事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成20年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第3号）等を参考にし、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。
- (ロ) 事業所等（特定事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う事業者（以下「テナント等事業者」という。）は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者が実施する取組等に協力するなどし、共同して温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

3 特定事業者に係る地球温暖化対策

特定事業者に係る地球温暖化対策について、条例第9条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策計画書及び第10条の規定による事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成等に必要な事項等は次のとおりである。

(1) 特定事業者の範囲

ア 規則第4条第1号、第2号、第4号に係る事業者

事業者が特定事業者に該当するか否かの判断は、市内に立地する本社、工場、支店、営業所など事業者が設置している全ての事業所等に係るエネルギー使用量等を含めて行うものとする。

また、その他の具体的な事業所等のエネルギー使用量等の範囲は次のとおりとする。

(イ) 所有している建物の一部を他の者が利用している場合

建物所有事業者は、当該建物全体のエネルギー使用量等から個々のテナントが設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量等を把握している設備にかかるエネルギー使用量等を差し引いたものを当該建物所有事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(ロ) テナント等事業者

テナント等事業者は、エネルギー管理等の権原の有無にかかわらずテナント等専用部に関わる全てのエネルギー使用量等を当該テナント等事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(ハ) 自動車等

主に事業所等の敷地外で走行する自動車等のエネルギー使用量等はエネルギー使用量等に算入せず、構内専用のフォークリフト等の敷地内のみを走行する自動車等の移動体は当該事業所のエネルギー使用量等として算入する。

イ 規則第4条第3号に係る事業者

特定事業者に該当するか否かの判断は、事業者が使用する対象自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）以下同

じ。)のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数により行う。

(2) 原油換算エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算定等

ア 原油換算エネルギー使用量

規則第4条第1号及び第2号の規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及び施行規則（昭和54年経済産業省令第74号）に基づき算定するものとする。

イ 温室効果ガス排出量

規則第4条第4号の規定による「温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。

(3) 地球温暖化対策の実施手順及び推進体制の整備

特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減のため、次に掲げる手順を参考に取り組を実施するものとし、そのための推進体制を整備する。

ア 温室効果ガスの排出の量の削減に関する基本方針の策定

イ 温室効果ガスの排出の量と密接に関係する設備等の運転及び保全状況の把握

ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標、計画等の立案

エ 温室効果ガスの排出の量の削減のための人材及び予算の確保及び管理

オ 温室効果ガスの排出の量の削減対策のメニューの選定及び実施並びに進行管理

カ 温室効果ガスの排出の量の削減対策の効果の確認及び検証

キ 温室効果ガスの排出の量の削減対策方法等の見直し

(4) 地球温暖化対策の計画的な推進

ア 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針

特定事業者は、市内事業所等の設備等に係る削減対策、自動車等に係る削減対策及び事業所内で実施するその他の削減対策の推進に係る全体の基本方針を定めるものとする。ただし、その特定事業者が全社的に温室効果ガスの排出の量の削減を図るための方針を定めている場合は当該方針を反映させた方針を策定するものとする。

また、基本方針には削減対策実施状況の適切な進行管理を行うための方針も定めるものとする。

イ 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制

特定事業者は、(3)による推進体制の整備を行う。また、温室効果ガスの排出の量の削減の取組は、全社を含めた推進体制を有することが考えられることから、全社的な推進体制も併せて整備する。

ウ 温室効果ガスの排出の量の削減目標等

特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減に係る定量的な目標を定めるものとする。

削減目標は、市内における事業活動に伴う排出量について設定するが、市外にも事業所等を有する特定事業者であって、全ての事業所等を通じて削減目標を設定している場合は、全社目標を参考として併記することができる。また、排出量を排出量原単位（排出量を生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値）又はエネルギーの使用に係る原単位（以下「排出量原単位等」という。）により算定している特定事業者は、その原単位の改善等を反映した排出の量の削減目標のほか、原単位における削減目標を設けることができる。

削減目標の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項

各号に掲げる物質とし、温室効果ガスの排出の量の削減目標等の具体的な設定は次のとおり行うものとする。

(7) 削減目標の設定にあたり考慮すべき事項

- a 条例第6条第2項の規定による地球温暖化対策推進基本計画における地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向に関する事項
- b 国内及び国際的な目標及びその動向
- c 特定事業者の基準年度における温室効果ガスの排出状況
- d 特定事業者の過去の温室効果ガスの排出の量の削減取組状況
- e 事業活動の将来的な見込み

(4) 基準年度及び目標年度

基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の終了年度とする。

(5) 基準排出量及び目標排出量

a 基準排出量の算定

基準排出量は、基準年度の温室効果ガス排出量をいう。また、規則第4条第1号、2号、4号に該当する特定事業者の基準排出量は、市内に設置している全ての事業所等の基準排出量の合計値とし、同項第3号に該当する特定事業者の基準排出量は、その使用する全ての対象自動車の基準排出量の合計値とする。

ただし、基準年度に市内で事業を開始した場合や事業活動に著しく変動が生じた場合など、基準排出量を計画期間の初年度の前年度に設定することが適当でない場合は、市と協議の上、他の複数年度の排出量の平均や排出量の推計など適切な方法を用いることにより基準排出量とすることができる。

基準排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づき行うものとする（以下、排出量に係る算定について同じ。）。

b 目標排出量の算定

目標排出量は、目標年度の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から、計画期間に実施する対策により削減される温室効果ガスの量を減じることなどにより得られる量をいう。また、規則第4条第1号、2号、4号に該当する特定事業者の目標排出量は、市内に設置している全ての事業所等の目標排出量の合計値とし、同項第3号に該当する特定事業者の目標排出量は、その使用する全ての対象自動車に係る目標排出量の合計値とする。

目標排出量を算定する際は、削減対策の計画のほか、今後の事業活動の見込み等を総合的に勘案するものとする。

(6) 排出量原単位等の設定

排出量原単位等を算出するための活動量は、生産数量、建築物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値を設定するものとする。なお、計画期間中は原則として排出量原単位等の指標を変更しないものとする。また、基準排出量原単位等及び目標排出量原単位等の算定等は、基準排出量及び目標排出量の算定等と同様の趣旨により、設定するものとする。

エ 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施

特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するため、事業所の各設備等の状況等に応じた排出削減対策を講じるものとする。

(7) 削減対策の選定

特定事業者は、次に掲げる手順に従い、その設備等に係る削減対策の検討を行い、別表第1から6等を活用して、計画期間における削減対策を選定するものとする。

a 現況把握

事業活動に係る設備等の保有状況及び運転状況等を把握するとともに、エネルギー使用量等の変化を分析することで、最適な運転条件も併せて把握するものとする。

b 削減対策の検討及び選定

現況把握を踏まえ、別表第1から6等に沿って、設備等の状況に応じた排出量削減対策を検討するものとする。

(a) 事業所等における削減対策

規則第4条第1号、第2号、第4号に該当する特定事業者は、事業所等からの温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第1から4に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

別表第1から4の対策は、次の考え方により「基本対策」と「目標対策」に区別している。

(a)-1 基本対策（別表第1、3）

基本対策は、エネルギー消費設備等の運転管理、計測・記録、保守・点検の改善を実施することにより、エネルギー損失の防止等の温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な削減対策である。各事業所の設備等の条件に適合する基本対策は、実施について検討し、原則として条件に適合する対策は全て選定するものとする。

(a)-2 目標対策（別表第2、4）

目標対策は、高効率設備等の導入や既存設備等の改修等により、温室効果ガスの排出の量の削減を図るものであり、設備投資を要することから、設備の更新時期や経営状況を踏まえながら、導入等の可能性について十分な検討を行い、積極的に取り組むことが望ましい。

(b) 自動車における削減対策

規則第4条第3号に該当する特定事業者は、事業活動に伴い使用する対象自動車から排出する温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第5、6に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

なお、基本対策と目標対策の考え方は、(a)と同様である。

(i) 再生可能エネルギー源等の利用

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のためには、省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギー源等の利用による対策も並行して進めていくことが重要である。特定事業者は、再生可能エネルギー源等の利用について検討を行い、その積極的な利用を図るよう努めるものとする。

また、再生可能エネルギー源等の利用によって得られた環境価値を証書化し、市場で取引することを可能にしたグリーン電力証書及びグリーン熱証書は、自社で再生可能エネルギー源等の利用設備を持たない場合でも再生可能エネルギーの普及に貢献できる有効な手段であり、併せて積極的な活用を図るよう努めるものとする。

オ 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置の内容

特定事業者は、自らの温室効果ガスの排出の量の削減のほか、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。

カ その他地球温暖化対策の推進への貢献に関する事項

特定事業者は、自らの事業における温室効果ガスの排出の量の削減の取組とともに、地域社会での地域住民等への啓発、市が実施する施策への協力など、地球温暖化対策に資する社会貢献活動その他の地球温暖化対策の推進に努めるものとする。

(5) 市内大規模事業所の地球温暖化対策の推進

市内に基準年度において原油換算エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を設置している特定事業者は、大規模事業所ごとに「(4) 地球温暖化対策の計画的な推進」を準用し、地球温暖化対策を計画的に推進するものとする。

(6) 事業活動地球温暖化対策計画書の作成

ア 計画書の作成単位及び様式

特定事業者は、市内に設置している全ての事業所等に係る計画について取りまとめを行い、事業者ごとに条例第 9 条第 1 項各号及び規則第 6 条各号に掲げる事項を記載した規則第 1 号様式及び指針様式第 1 号による事業活動地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

また、大規模事業所にあつては、その事業所等ごとに、温室効果ガスの排出の量の削減目標、措置の内容等を指針様式第 1 号の別紙により作成するものとする。

なお、大規模事業所のうち、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設（以下「発電所等」という。）については、(4)ウ(イ)の規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む基準排出量、目標排出量（当該特定事業者が設置する電気又は熱の供給系統全体の排出量原単位）及び当該目標を達成するための削減対策を記載するものとする。

計画書は、規則第 2 2 条の規定により、正本 1 通及びその写し 1 通を書面により提出するとともに、作成をした規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。

（以下、事業活動地球温暖化対策結果報告書の提出について同じ。）

イ 計画書に必要な書類

計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(7) 周辺地域の状況及び特定事業者の区域の範囲が明確に示された図面

(イ) 基準年度分の温室効果ガスの排出の量の算定根拠資料（排出量原単位等の算定を含む。以下同じ。）

(ロ) 目標排出量及び削減量の算定根拠

(ハ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容を説明する書類

(ニ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める書類

(7) 事業活動地球温暖化対策計画書変更等届出書の作成

ア 届出書の作成単位及び様式

条例第 9 条第 2 項の規定による届出は、事業者ごとに届出書として規則第 2 号様式に必要な書類を添付し、正本 1 通及びその写し 1 通を書面により提出するものとする。

イ 計画書内容の変更

計画書の変更については、原則として、変更前後の内容が分かる書類とともに、変更後の内容を反映した規則第 1 号様式又は指針様式 1 号（変更に係る様式面のみ）を添付するものとする。

ウ 事業の廃止、休止、再開

事業を廃止したとき、若しくは事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、次に掲げる事項を記載するものとする。

(7) 廃止若しくは休止又は再開の理由

(イ) 廃止若しくは休止又は再開の年月日

事業の廃止又は休止とは、市内における事業の全部を廃止又は休止することをいい、一部を廃止又は休止する場合は含まない。事業の一部を廃止又は休止する場合は、計画内容の変更として扱うものとする。

(8) 温室効果ガス排出状況等の把握及び改善等に向けた検討

ア 温室効果ガスの排出の状況等の把握

計画書提出特定事業者は、計画期間の温室効果ガスの排出の状況及び削減対策の実施状況並びに目標の達成状況について把握するものとする。

イ 削減対策効果の評価及び改善等に向けた検討

アの把握を踏まえて、削減対策の効果について評価を行うとともに、改善等に向けた検討を行うものとする。

(9) 事業活動地球温暖化対策結果報告書の作成

ア 結果報告書の作成単位及び様式

計画書提出特定事業者は、事業者ごとに規則第3号様式及び指針様式第2号による事業活動地球温暖化対策結果報告書（以下「結果報告書」という。）を作成するものとする。結果報告書の作成については、計画書の作成に準ずるものとし、原則として、計画書に対する実施状況を記載するものとする。

また、発電所等については、他人への電気又は熱の供給に係るものを除いた排出量のほか、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む排出量等の値を併せて記載するものとする。

イ 結果報告書における排出係数の取扱い

温室効果ガスの排出の量の算定に用いる排出係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項第1号の規定による環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数など、毎年の排出係数を反映したものを使用するものとする。

ウ 結果報告書に必要な書類

結果報告書には次に掲げる書類を添付するものとする。

(イ) 結果報告書を提出する年度の前年度における温室効果ガスの排出の量等の算定根拠

(ロ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するために実施した措置の内容を説明する資料

(ハ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める書類

(10) 計画書等の内容の公表

市長は、条例第11条の規定に基づき計画書及び結果報告書の概要について公表を行う。

公表する事項は、規則第10条の規定に掲げるもののほか、指針様式第1号及び第2号に係る内容（別紙は除く。）とする。また、市長は必要に応じ公表事項の見直しを行うものとする。このほか、市長は、特定事業者の地球温暖化対策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

4 中小規模事業者に係る地球温暖化対策

(1) 計画書等の任意提出

中小規模事業者は、条例第9条第3項の規定により、特定事業者と同様に計画書等を作成し、市長に提出することができる。地球温暖化対策については、原則として「3 特定事業者に係る地球温暖化対策」を準用する。

(2) 事業者間の協力等

中小規模事業者から温室効果ガスの排出の量の把握及び地球温暖化対策の推進のための連携又は協力を求められた事業者は、当該中小規模事業者の地球温暖化対策の推進について、連携又は協力を行うよう努めるものとする。

(3) 省エネルギー診断等の活用

中小規模事業者は、「2 事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等」に規定するものに加え、国や自治体等が行う省エネルギー診断等を活用するなどして、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるものとする。

5 雑則

(1) 指導・助言等

市長は、条例第12条の規定に基づき、計画書提出事業者に対し、その提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項及び計画書等の適正な作成等に係る事項について、この指針に基づき、必要な指導及び助言を行う。

(2) 立入調査等

市長は、条例第33条第1項の規定に基づき、必要に応じ、計画書及び結果報告書の内容、計画に基づく措置の実施状況の確認等のため、必要な報告又は資料を求めるとともに、その職員に事業所等に立入調査をさせることができる。

(3) 勧告・公表

市長は、条例第34条の規定に基づき、特定事業者が計画書の提出等を行わなかったとき、又は虚偽の提出をしたとき若しくは立入調査等に応じなかった場合に、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときには、当該勧告を受けた事業者意見に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

別表第1 産業部門における基本対策

		分類		対策の内容
大分類	中分類	小分類		
01 一般管理事項	01 管理体制の構築	01 推進体制の整備		(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。 (2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置を行うとともに役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、経営者による基本方針及び対策目標の明示が行われていること。 (3) (2)の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な削減対策を立案し、それらを検討できる組織横断的な委員会等を設置すること。 (4) 削減対策の実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。 (5) 削減対策の適切な進行管理（PDCA サイクル）を行うための推進体制を整備すること。 (6) 温室効果ガスの排出の抑制等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底を行うため、研修等の教育体制を整備すること。
			01 主要設備等の保全管理	(1) 設備等の現状に係る空調系統図、空調制御図、熱搬送系統図、圧縮空気配管図、単線結線図等を整備すること。また、主要設備に係る機器管理台帳（設備・機器名称、定格容量、台数、製造年、型番等）等を整備し、エネルギー等の使用設備の概要を示すこと。 (2) 温室効果ガスの排出の量の削減を目的とした主要設備等に係る運転管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアル（以下「管理標準」という。）を作成すること。 (3) 主要設備等の管理標準を定期的に見直し、改善を図ること。 (4) 技術的かつ経済的に可能な範囲で事業所全体だけでなく設備単位（個別設備ごとと分離することができない場合にあっては設備群単位とする。）によるきめ細かいエネルギー管理等を徹底すること。 (5) 各種設備・機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を定期的（日常、月次、年次）に行うこと。 (6) 各種設備・機器の維持管理等に関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。
	02 維持管理全般	02 エネルギー使用量等の把握、計測、記録等の管理	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関係を持つ数量の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。	
		03 生産設備のエネルギー管理	(1) 正味稼働時間及び稼働率の管理を行い、必要に応じ見直すこと。 (2) 生産工程の操業状況に応じたエネルギーの使用状況の管理及び分析をし、操業条件の変更、定常負荷の低減等の生産工程の改善について検討を行うこと。	
		01 低炭素電力の利用	(1) 使用する電気については、再生可能エネルギー源により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用すること。	
	02 ボイラー、工業炉、蒸気系統、熱交換器等	01 燃料の燃焼の合理化	01 空気比の管理	(1) 燃料の燃焼を行う設備（以下「燃焼設備」という。）の空気比は、最良の燃焼効率が得られるように、適切に設定し、管理を行うこと。
02 燃焼設備の効率管理			(1) 複数の燃焼設備を使用するときは、燃焼設備全体としての熱効率（投入熱量のうち対象物の付加価値を高めるために使われた熱量の割合をいう。以下同じ。）を高く管理するように、それぞれの燃焼設備の燃焼負荷を調整すること。 (2) 燃料を燃焼する場合には、燃焼効率を高くするため、燃料の粒度、水分、粘度等の性状に応じて、燃焼効率が高くなるよう運転管理を行うこと。	
03 燃焼設備の保全管理			(1) 燃焼設備は、良好な状態を維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) パーナーについては、良好な燃焼状態を維持するため、定期的にパーナーノズルの点検、清掃及び整備を行うこと。	
02 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化		01 熱媒体の温度、圧力及び量の管理	(1) 蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備、冷却設備、乾燥設備、熱交換器等は、加熱及び冷却並びに伝熱（以下「加熱等」という。）に必要とされる熱媒体の温度、圧力及び量並びに供給される熱媒体の温度、圧力及び量について適正な値を設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすこと。	
		02 工業炉の効率管理	(1) 加熱、熱処理等を行う工業炉は、設備の構造、被加熱物の特性、加熱、熱処理等の前後の工程等に応じて、熱効率を向上させるよう管理し、ヒートバターン（被加熱物の温度の経過の時間に対応した変化の様態をいう。以下同じ。）を改善すること。	
		03 加熱等を行う設備の負荷管理	(1) 加熱等を行う設備は、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内配置を適正なものとし、かつ、操業状況の変化等に応じてこれらを見直すことにより、過大負荷及び過小負荷を避けること。	

			04	加熱等を行う設備の効率管理	(1) 複数の加熱等を行う設備を使用するときは、設備全体としての熱効率を高くするようそれぞれの設備の負荷を調整・管理すること。		
			05	加熱等の工程管理	(1) 加熱を反復して行う工程においては、工程間の待ち時間を短縮するよう管理すること。 (2) 加熱等を行う設備で断続的な運転ができるものについては、運転を集約化すること。		
			06	ボイラーの負荷管理及び効率管理	(1) ボイラーの負荷を平準化し、急激な負荷変動を低減するため、供給側と使用側とが蒸気の圧力及び量等の連携等をとること。 (2) 台数制御は、各ボイラーの効率、特性及び蒸気需要側の利用パターンを把握し、ボイラー全体としての熱効率を高く維持すること。 (3) ボイラー給水及びボイラー水の水質管理により、伝熱管へのスケール付着及びスラッジ等の沈殿防止や過剰ブロー量による熱損失を低減させること。		
			07	蒸気供給の管理	(1) 蒸気を用いて加熱等を行う設備については、加熱設備内部及び蒸気管での放熱を防止するため、不要時に蒸気供給バルブを閉止すること。		
			08	蒸気乾き度の管理	(1) 加熱等を行う設備で用いる蒸気については、適切な乾き度を維持すること。		
			09	その他の管理	(1) その他加熱等の管理は、被加熱物及び被冷却物の温度、加熱等に用いられる蒸気等の熱媒体の温度、圧力及び流量その他加熱等に係る事項について適切な管理を行うこと。		
			10	加熱等を行う設備の保全管理	(1) ボイラー、工業炉、熱交換器等の伝熱面その他の伝熱に係る部分については、伝熱性能の低下を防止するため、定期的に保守及び点検を行い、ばいじん、スケールその他の付着物を除去すること。		
			03	放射、伝熱等による熱の損失の防止	01	熱利用設備に係る断熱の保全管理	(1) 熱媒体及びプロセス流体の輸送を行う配管その他の設備並びに加熱等を行う設備（以下「熱利用設備」という。）は、保温性能を良好な状態に維持するため、断熱工事等の熱の損失の防止のために講じた措置について、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 熱利用設備の断熱化の工事は、日本工業規格 A9501 保温保冷工事施工標準及びこれに準ずる規格に規定することにより行うこと。
					02	スチームトラップの保全管理	(1) スチームトラップは、その作動の不良等による蒸気の漏えい及びトラップの詰まりを防止するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
					03	熱媒体等の漏えいに係る保全管理	(1) 熱利用設備は、開口部等からの熱媒体の漏えい及び空気の流出入による熱の損失を防止するため、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 蒸気配管は、フランジ部、バルブのグランド部等からの蒸気の漏えいを防止するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
04	廃熱の回収利用	01	排ガスの廃熱回収の管理	(1) 排ガスの廃熱の回収利用は、排ガスを排出する設備等に応じ、排ガスの温度又は廃熱回収率について適切に管理を行うこと。なお、排ガス温度は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準に定める基準排ガス温度未満となるように設定を行い、廃熱回収率を高めること。 (2) 廃熱は、原材料の予熱等その他温度、設備の使用条件等に応じた的確な利用に努めること。			
		02	蒸気ドレンの廃熱回収の管理	(1) 蒸気ドレンの廃熱の回収利用は、廃熱の温度、量及び性状の範囲を把握し、可能な限り廃熱の回収及び利用を行うこと。 (2) 廃熱は、原材料の予熱等その他温度、設備の使用条件等に応じた的確な利用に努めること。			
		03	排ガス及び蒸気ドレン以外の廃熱等回収の管理	(1) 加熱された固体または流体が有する顕熱、潜熱、圧力、可燃性成分等は、廃熱等の回収を行う範囲を把握し、可能な限り廃熱等の回収利用を行うこと。 (2) 廃熱は、原材料の予熱等その他温度、設備の使用条件等に応じた的確な利用に努めること。			
		04	廃熱回収設備の保全管理	(1) 廃熱の回収利用のための設備（廃熱の回収利用のための熱交換器、廃熱ボイラー等をいう。）は、廃熱回収及び廃熱利用の効率を維持するため、定期的に保守及び点検を行い、伝熱面等の汚れを除去し、又は熱媒体の漏えい部分の補修等を行うこと。			
03	空気調和設備、換気設備	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	空気調和の全般管理	(1) 製品製造、貯蔵等に必要な環境の維持、作業員のための作業環境の維持を行うための空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、負荷の低減及び使用状況等に応じた設備の運転時間、温度、換気回数、湿度等を適切に設定して行うこと。	
			02	事務所等の空気調和の管理	(1) 工場内にある事務所等の空気調和の管理は、空気調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等を適切に設定して行うこと。 (2) 冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案し設定すること。 (3) 季節に応じて外気導入量を適切に調整し、管理すること。		
			03	クリーンルームの空気調和管理	(1) クリーンルームにおいては、環境条件の許容範囲内で可能な場合には夜間、休日等の非操業時間における空調ファンの低风量運転等により、動力の低減を行うこと。		

			04	空気調和設備の 効率管理	<p>(1) 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空気調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。</p> <p>(2) 空気調和設備の熱源設備が複数の同機種の熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により、熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。</p> <p>(3) 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により、熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。</p> <p>(4) 空気調和機設備が同一区画において複数の同機種の空気調和機で構成され、又は種類異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。</p>
			05	空気調和設備の 保全管理	<p>(1) 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材の維持、フィルターの日詰まり、熱交換器及び凝縮器に付着したスケール並びにコイルフィンに付着したごみの除去等、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。</p> <p>(2) 空気調和設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
			06	冷凍機の効率管 理	<p>(1) 効率の維持向上のため、運転中の成績係数（COP）を適宜算出すること。</p> <p>(2) 冷凍機の冷水出口温度、冷却水入口温度を適正な値に管理すること。</p>
			07	冷却水の管理	<p>(1) 冷却水はスケール、スライム付着等による冷却塔、熱交換器等の効率の低下を防止するため、水質基準を設定し、定期的な水質検査を実施する等により、適正な水質管理を行うこと。</p>
			08	換気設備の運転 管理	<p>(1) 換気設備は、換気用動力を低減するように、換気量、換気回数等を適正な値とすること。</p> <p>(2) 機械室、電気室等において、一定温度以下であれば換気をしなくても良い場合にあつては、季節に応じて適切に換気を停止すること。</p>
			09	換気設備の保全 管理	<p>(1) 換気設備は、圧力損失による効率低下を防ぐため、フィルターのこまめな清掃など、定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
04	発電専用設備、 コージェネレー ション設備	熱の動力等への 変換の合理化	01	発電専用設備の 効率管理	<p>(1) 発電専用設備にあつては、高効率の運転を維持できるよう管理を行うこと。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理し、総合的な効率の向上を図ること。</p> <p>(2) 火力発電所の運用に当たっては蒸気タービンの部分負荷における減圧運転が可能な場合には、適切な設定を行い最適化を行うこと。</p>
			02	発電専用設備の 保全管理	<p>(1) 発電専用設備は、総合的な効率の高い状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
			03	コージェネレー ション設備の効 率管理	<p>(1) コージェネレーション設備に使用されるボイラー、ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう、負荷の増減に応じた総合的な効率を高めるものとする。また、複数のコージェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理を行い、総合的な効率の向上を図ること。</p> <p>(2) 抽気タービン又は背圧タービンをコージェネレーション設備に使用するときは、抽気タービンの抽気圧力又は背圧タービンの背圧の許容される最低値について、適切な設定を行い管理を行うこと。</p>
			04	コージェネレー ション設備の保 全管理	<p>(1) コージェネレーション設備は、総合的な効率の高い状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
05	受変電設備、配 電設備	抵抗等による電 気の損失の防止	01	変圧器等の適正 管理	<p>(1) 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。</p> <p>(2) 不使用方法が長期に及ぶ変圧器は、停止させることにより無負荷損を防止すること。</p> <p>(3) 二次側電圧が同じ変圧器が複数ある場合にあつて、その負荷を他の変圧器に移行できるときは、変圧器損失を低減させるため、軽負荷変圧器を停止させること。</p>
			02	受電端力率の管 理	<p>(1) 受電端における力率は、95 パーセント以上を維持し、100 パーセントとすることを目標として、進相コンデンサを運用すること。</p> <p>(2) 進相コンデンサは、これを設置する設備の稼働又は停止に合わせて稼働又は停止させるように適正な運転を行うこと。</p>

			03 単相負荷の管理	(1) 三相電源に単相負荷を接続させるときは、電圧及び相電流の不均衡を防止すること。
			04 負荷率の管理	(1) 電気を使用する設備（以下「電気使用設備」という。）の稼働について調整することにより、工場等における電気の使用を平準化して最大電流を低減すること。
			05 受変電設備及び配電設備の保全管理	(1) 受変電設備及び配電設備は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
			06 その他の電気使用設備に係る管理	(1) その他の電気使用設備への電気の供給の管理は、電気使用設備の種類、稼働状況及び容量に応じて、受変電設備及び配電設備の電気の損失を低減するために必要な措置を講ずること。 (2) 設備の運転方法の変更、更新等の機会に契約電力の見直しを行うこと。
06	ポンプ、ファン、ブロー、コンプレッサー等	電気の動力、熱等への変換の合理化	01 ポンプの運転管理	(1) ポンプは、生産工程等から要求される使用端圧力及び流量を把握して、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 (2) ポンプは、生産工程等の操業状況を把握して、運転時間の低減、空転の防止等を行うこと。 (3) 台数制御、回転数制御等を用いたシステムを採用している場合においては、電動機の負荷を低減するため、負荷の変動に応じて最適な稼働状態になるよう送油量及び圧力を適正に調整すること。
			02 ファン及びブローの運転管理	(1) ファン及びブローは、生産工程等から要求される使用端圧力及び流量を把握して、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 (2) ファン及びブローは、生産工程等の操業状況を把握して、運転時間の低減、空転の防止等を行うこと。 (3) 台数制御、回転数制御等を用いたシステムを採用している場合においては、電動機の負荷を低減するため、負荷の変動に応じて最適な稼働状態になるよう送油量及び圧力を適正に調整すること。
			03 コンプレッサーの運転管理	(1) コンプレッサーは、生産工程等から要求される使用端圧力及び流量を把握して、負荷に応じた適正な流量及び圧力による運転を行うこと。 (2) コンプレッサーは、生産工程等の操業状況を把握して、送風量及び圧力の低減等を行うこと。 (3) 台数制御、回転数制御等を用いたシステムを採用している場合においては、電動機の負荷を低減するため、負荷の変動に応じて最適な稼働状態になるよう送油量及び圧力を適正に調整すること。 (4) コンプレッサーは、吐出圧力が高いほど所要動力が大きくなるので、供給側と使用側とが緊密な連絡を行うことにより、必要最低圧力を考慮し、可能な限り吐出圧力の低減及び負荷の平準化を行うこと。
			04 コンプレッサーの吸気管理	(1) コンプレッサーは、フィルターの目詰まり又は吸入空気温度の上昇により効率が低下するため、清浄な冷気を吸入すること。
			05 ポンプ、ファン、ブロー、コンプレッサー等の保全管理	(1) ポンプ、ファン、ブロー、コンプレッサー等の流体機械は、流体の漏えいを防止し、流体を輸送する配管やダクト等の抵抗を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
07	電動力応用設備、電気加熱設備等	電気の動力、熱等への変換の合理化	01 電動力応用設備の無負荷管理	(1) 電動力応用設備は、電動機の空転による電気の損失を低減するため、始動電力量との関係を勘案して適切に運転し、不要時の停止を行うこと。
			02 電動機の運転管理	(1) 複数の電動機を使用するときは、それぞれの電動機の部分負荷における効率を考慮して、電動機全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。
			03 誘導炉等の装てん方法等管理	(1) 誘導炉、アーク炉、抵抗炉の電気加熱設備は、被加熱物の装てん方法の改善、無負荷稼働による電気損失の低減、断熱及び廃熱回収利用（排気のある設備に限る。）等を行うことにより、その熱効率を向上させること。
			04 誘導炉等の効率管理	(1) 誘導炉、アーク炉及び抵抗炉は、設備の構造、被加熱物の特性、加熱、熱処理等の前後の工程等に応じたヒートパターンとすることで熱効率の向上を図ること。
			05 電解設備の電解効率管理	(1) 電解設備は、適当な形状及び特性の電極を採用し、電極間距離、電解液の濃度等を適正な値とし、導体の接触抵抗等を低減することにより、電解効率を向上させること。
			06 電動力応用設備の保全管理	(1) 電動力応用設備は、負荷機械（電動機の負荷となる機械をいう。）、動力伝達部及び電動機における機械損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
			07 電気加熱設備及び電解設備の保全管理	(1) 電気加熱設備及び電解設備は、配線の接続部分、開閉器の接触部分等における抵抗損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
			08 誘導炉等の断熱に係る保全管理	(1) 誘導炉、アーク炉及び抵抗炉は、断熱性能を良好な状態に維持するため、断熱工事等の熱の損失の防止のために講じた措置について、定期的に保守及び点検を行うこと。

			09 その他の電気の 使用に係る管理	(1) その他の電気の使用に係る管理は、電動力応用設備、電気加熱設備等の電気使用設備ごとに、その電気の損失を低減するため適切に管理を行うこと。
08 照明設備	01 電気の動力、熱 等への変換の合 理化		01 照明設備の運用 管理	(1) 照明設備は、日本工業規格Z9110(照度基準)又はZ9125(屋内作業場の照明基準)及びこれに準ずる規格に規定するところにより適正な照度レベルとすること。また、過剰又は不要な照明をなくすように、調光による減光又は消灯を行うこと。 (2) 照明の点灯を施す区画を限定するほか、適宜調光による減光又は消灯を行うことにより、過剰又は不要な点灯をなくすこと。 (3) 既設照明器具は、ランプの交換時期に合わせ、LEDランプ等の節電型ランプに交換すること。 (4) 昼光を使用することができる場所においては、積極的に利用すること。
			02 照明設備の保全 管理	(1) 照明設備は、適正な照度を維持するため、照明器具及び光源の清掃、光源の交換等、定期的に保守及び点検を行うこと。
09 昇降機	01 電気の動力、熱 等への変換の合 理化		01 昇降機の運転管 理	(1) 昇降機は、稼働台数制御ができる場合には、利用状況に応じて、適宜、稼働台数制御を行うこと。
			02 昇降機の保全管 理	(1) 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
10 給湯設備	01 加熱及び冷却並 びに伝熱の合 理化		01 給湯設備の効率 管理	(1) 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項について適切な値で運転すること。 (2) 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (3) 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。
			02 給湯設備の保全 管理	(1) 給湯設備は、伝熱性能の低下を防止し、良好な状態を維持するため、熱交換器に付着したスケールの除去等、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 給湯設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
11 事務用機器	01 電気の動力、熱 等への変換の合 理化		01 事務用機器の管 理	(1) 事務用機器は、不要時において適宜電源を切るとともに低電力モードの設定を行うこと。
			02 事務用機器の保 全管理	(1) 事務用機器は、必要に応じ定期的に保守及び点検を行うこと。
12 建物等	01 その他の措置		01 断熱性、再生可 能エネルギー源 の利用等	(1) ブラインド、カーテン等を適切に使用し、日射を遮蔽できる場所では積極的に利用すること。 (2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。

別表第2 産業部門における目標対策

		分類		対策の内容	
大分類	中分類	小分類			
01 一般管理事項	01 管理体制の構築	02 外部機関の利用等		(1) ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムや、ISO50001などのエネルギーマネジメントシステムを確立し、第三者機関による点検・検査が実施されること。 (2) 自社で温暖化対策の立案が困難な場合は、外部の専門家による省エネルギー診断等を行い、対策の立案が実施されていること。	
			04 設備等の管理	01 新設、更新等における措置	(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第78条第1項により定められたエネルギー消費機器(以下「特定エネルギー消費機器」という。)に該当するものを新設等する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のもの採用を考慮すること。
					05 エネルギーの管理
02 ボイラー、工業炉、蒸気系統、熱交換器等	01 燃料の燃焼の合理化	04 新設、更新等における措置	(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) バーナー等の燃焼機器は、燃焼設備及び燃料の種類に適合し、かつ、負荷及び燃焼状態の変動に応じて燃料の供給量及び空気比を調整できるものとする。 (3) 通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものとする。		
			02 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	11 新設、更新等における措置	(1) 熱交換に係る部分には、熱伝導率の高い材料を用いること。 (2) 熱交換器の配列の適正化により総合的な熱効率を向上させること。
					03 放射、伝熱等による熱の損失の防止
			04 廃熱の回収利用	05 新設、更新等における措置	
03 空調設備、換気設備	01 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	10 新設、更新等における措置			(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) 可能な限り空調を施す区画ごとに個別制御ができるものとする。 (3) ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。 (4) 熱搬送設備の風道、配管等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギーの損失の少ない設備とすること。 (5) 負荷の変動が予想される空調設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。 (6) 空調機設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。 (7) 夏期や冬期の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するために、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合には、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。 (8) 熱を発生する生産設備等が設置されている場合は、ダクトの使用や熱媒体を還流させるなどにより空調と区画外に直接熱を排出し、空調の負荷を増大させないようにすること。 (9) 作業場全域の空調を行うことが不要な場合は、作業者の近傍のみに局所空調を行う、あるいは放射暖房などにより空調に要する負荷を低減すること。また、空調を行う容積等を極小化すること。 (10) 建屋に隙間が多い場合や開口部がある場合には、可能な限り閉鎖し空調に要する負荷を低減すること。 (11) エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通

				風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。 (12) 空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な計量器、センサー等を設置するとともに、FEMS等の採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとする。		
04	発電専用設備、コージェネレーション設備	01	熱の動力等への変換の合理化	05	新設、更新等における措置	(1) 発電専用設備は、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものとする。 (2) 発電専用設備は、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものとする。 (3) コージェネレーション設備は、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して廃熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のコージェネレーション設備の設置を行うこと。
05	受変電設備、配電設備	01	抵抗等による電気の損失の防止	07	新設、更新等における措置	(1) 受変電設備及び配電設備は、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。
06	ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	06	新設、更新等における措置	(1) ポンプ、ファンについては負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変风量システム及び変流量システムを採用すること。
07	電動力応用設備、電気加熱設備等	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	10	新設、更新等における措置	(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) 電動力応用設備であって常時負荷変動の大きい状態で使用することが想定されるような設備は、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とすること。 (3) 特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機（籠型三相誘導電動機に限る。）又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、日本工業規格 C4212（高効率低圧三相かご型誘導電動機）に規定する効率値以上の効率のもの採用を考慮すること。
08	照明設備	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	03	新設、更新等における措置	(1) 必要な照度に応じた設備を選定すること。 (2) 調光可能なLEDランプ等省エネルギー型設備の導入を行うこと。 (3) 高輝度放電ランプ（HIDランプ）、LEDランプ等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入を行うこと。 (4) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。 (5) 照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。 (6) 窓側等の昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。 (7) 照明の点灯区画の限定、照明器具の適切な間隔配置を考慮すること。 (8) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置（タイマー）の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。
10	給湯設備	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	03	新設、更新等における措置	(1) 給湯設備は、給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとする。 (2) 給湯設備は、使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講ずること。 (3) 給湯設備は、ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること。
12	建物等	01	その他の措置	02	新設、更新等における措置	(1) 二重窓、複層ガラス、遮光フィルム等を採用し、断熱強化を図ること。 (2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の積極的な導入を行うこと。 (3) 電気自動車充電設備、蓄電池の積極的な導入を行うこと。
13	HFC、PFC、SF6を排出する設備	01	生産、使用時等の措置	01	新設、更新等における措置	(1) 生産、製造、使用時における漏えい量の削減のため、漏洩防止設備等の導入を行うこと。 (2) 生産、製造、使用時における副製品の回収のため、ガス回収装置等の導入を行うこと。
				02	使用量の削減措置	(1) 代替物質の利用、使用原単位の低減を図り、使用量の削減を図ること。

別表第3 業務部門における基本対策

		分類		対策の内容
大分類	中分類	小分類		
21 一般管理事項	01 管理体制の構築	01 推進体制の整備		<p>(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置を行うとともに役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、経営者による基本方針及び対策目標の明示が行われていること。</p> <p>(3) (2)の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な削減対策を立案し、それらを検討できる組織横断的な委員会等を設置すること。</p> <p>(4) 削減対策の実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。</p> <p>(5) 削減対策の適切な進行管理（PDCA サイクル）を行うための推進体制を整備すること。</p> <p>(6) 温室効果ガスの排出の抑制等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底させるため、研修等の教育体制を整備すること。</p>
				<p>(1) 設備等の現状に係る空調系統図、空調制御図、熱搬送系統図、圧縮空気配管図、単線結線図等を整備すること。また、主要設備に係る機器管理台帳（設備・機器名称、定格容量、台数、製造年、型番等）等を整備し、エネルギー等の使用設備の概要を示すこと。</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出の量の削減を目的とした主要設備等に係る運転管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアル（以下「管理標準」という。）を作成すること。</p> <p>(3) 主要設備等の管理標準を定期的に見直し、改善を図ること。</p> <p>(4) 技術的かつ経済的に可能な範囲で事業所全体だけでなく設備単位（個別設備ごとに分離することができない場合にあっては設備群単位とする。）によるきめ細かいエネルギー管理等を徹底すること。</p> <p>(5) 各種設備・機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を定期的（日常、月次、年次）に行うこと。</p> <p>(6) 各種設備・機器の維持管理等に関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。</p>
	02 維持管理全般	01 主要設備等の保全管理		<p>(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関係をもつ数量の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。</p> <p>(2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。</p>
			02 エネルギー使用量等の把握、計測、記録等の管理	<p>(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関係をもつ数量の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。</p> <p>(2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出量原単位を算出し、管理すること。</p>
	03 電力管理	01 低炭素電力の利用	<p>(1) 使用する電気については、再生可能エネルギー源により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用すること。</p>	
22 空調和設備、換気設備	01 空調和設備の運転管理	01 空調和の管理	<p>(1) 空調和の管理は、空調和を施す区画を限定し、ブラインドの管理等による負荷の軽減及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等を適切に設定して行うこと。</p> <p>(2) 冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案し設定すること。</p> <p>(3) 温度、湿度その他の空気の状態等の個別の室内条件をきめ細かく把握し、各室ごとに運転時間の見直しを行い、使用頻度の低い部屋の空調停止、空調和を施す区画の細分化（部分運転）等により空調負荷の軽減を図ること。</p> <p>(4) 室内の冷暖房時における温度分布等の空気分布を把握し、その状況に応じた運転をするとともに、夏季又は冬季における外気導入量の制御、中間期（春季・秋季）における全熱交換器の運転停止、建物の予熱又は予冷時の外気導入停止等の対策により空調負荷の軽減を図ること。</p>	
			02 空調和設備の効率管理	<p>(1) 空調和設備の熱源設備において燃焼を行う設備（吸収式冷凍機、冷温水発生器等）の管理は、適切な空気比を設定して行うこと。</p> <p>(2) 空調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空調和機設備の管理は、外気条件の季節変動等に応じ、冷却水温度や冷温水温度、圧力等の設定により、空調和設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。</p> <p>(3) 空調和設備の熱源設備が複数の同機種熱源機で構成され、又は使用するエネルギーの種類異なる複数の熱源機で構成されている場合は、外気条件の季節変動や負荷変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により、熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。</p> <p>(4) 熱搬送設備が複数のポンプで構成されている場合は、季節変動等に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により、熱搬送設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。</p>

				(5) 空気調和機設備が同一区画において複数の同機種の空気調和機で構成され、又は種類の異なる複数の空気調和機で構成されている場合は、混合損失の防止や負荷の状態に応じ、稼働台数の調整又は稼働機器の選択により空気調和機設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。
			03 空気調和設備の保全管理	(1) 空気調和設備を構成する熱源設備、熱搬送設備、空気調和機設備は、保温材の維持、フィルターの目詰まり、熱交換器及び凝縮器に付着したスケール並びにコイルフィンに付着したごみの除去等、個別機器の効率及び空気調和設備全体の総合的な効率の改善に必要な事項の保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。 (2) 空気調和設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
		02 換気設備の運転管理	01 換気設備の効率管理	(1) 換気設備の管理は、換気目的、場所に合わせ、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等について適切な設定を行うこと。 (2) 機械室、電気室等において、一定温度以下であれば換気をしなくても良い場合にあっては、季節に応じて適切に換気を停止すること。
			02 換気設備の保全管理	(1) 換気設備を構成するファン、ダクト等は、フィルターの目詰まり除去等個別機器の効率及び換気設備全体の総合的な効率の改善のため、定期的に保守及び点検を行うこと。
23	発電専用設備、コージェネレーション設備	熱の動力等への変換の合理化	01 発電専用設備の効率管理	(1) 発電専用設備にあっては、高効率の運転を維持できるように管理を行うこと。また、複数の発電専用設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理し、総合的な効率の向上を図ること。
			02 発電専用設備の保全管理	(1) 発電専用設備は、総合的な効率の高い状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
			03 コージェネレーション設備の効率管理	(1) コージェネレーション設備に使用されるボイラー、ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン、ディーゼルエンジン等の運転の管理は、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう、負荷の増減に応じた総合的な効率を高めるものとする。また、複数のコージェネレーション設備の並列運転に際しては、個々の機器の特性を考慮の上、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように管理を行い、総合的な効率の向上を図ること。 (2) 抽気タービン又は背圧タービンをコージェネレーション設備に使用するときは、抽気タービンの抽気圧力又は背圧タービンの背圧の許容される最低値について、適切な設定を行い管理を行うこと。
			04 コージェネレーション設備の保全管理	(1) コージェネレーション設備は、総合的な効率の高い状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
24	受変電設備	抵抗等による電気の損失の防止	01 変圧器等の適正管理	(1) 変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、変圧器及び無停電電源装置の全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行うこと。 (2) 不使用な状態が長期に及ぶ変圧器は、停止させることにより無負荷損を防止すること。 (3) 二次側電圧が同じ変圧器が複数ある場合にあって、その負荷を他の変圧器に移行できる場合は、変圧器損失を低減させるため、軽負荷変圧器を停止させること。
			02 受電端力率の管理	(1) 受電端における力率は、95 パーセント以上を維持し、100 パーセントとすることを目標として、進相コンデンサを運用すること。 (2) 進相コンデンサは、これを設置する設備の稼働又は停止に合わせて稼働又は停止させるように適正な運転を行うこと。
			03 受変電設備及び配電設備の保全管理	(1) 受変電設備及び配電設備は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
25	ボイラー	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01 ボイラーの負荷管理及び効率管理	(1) ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて適切な空気比を設定して行うこと。 (2) ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間を考慮し適切な運転を行い、過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくすこと。 (3) ボイラーへの給水は、伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈殿を防止し、ボイラー効率を維持するため、日本工業規格 B8223 (ボイラーの給水及びボイラー水の水質) に規定するところ (これに準ずる規格を含む。) により水質管理を行うこと。 (4) 負荷側の要求に応じたきめ細かな運転並びに冷暖房起動時間 (ウォーミングアップ運転) 及び停止時間の適切な設定を行うこと。 (5) 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように台数管理を行うこと。

26	照明設備	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	照明設備の運用管理	<p>(1) 照明設備は、日本工業規格Z9110(照度基準)又はZ9125(屋内作業場の照明基準)及びこれに準ずる規格に規定するところにより適正な照度レベルとすること。また、過剰又は不要な照明をなくすように、調光による減光又は消灯を行うこと。</p> <p>(2) 照明の点灯を施す区画を限定するほか、適宜調光による減光又は消灯を行うことにより、過剰又は不要な点灯をなくすこと。</p> <p>(3) 既設照明器具は、ランプの交換時期に合わせ、LEDランプ等の節電型ランプに交換すること。</p> <p>(4) 昼光を使用することができる場所においては、積極的に利用すること。</p>
				02	照明設備の保全管理	<p>(1) 照明設備は、適正な照度を維持するため、照明器具及び光源の清掃、光源の交換等、定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
27	昇降機	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	昇降機の運転管理	<p>(1) 昇降機は、稼働台数制御ができる場合には、利用状況に応じて、適宜、稼働台数制御を行うこと。</p>
				02	昇降機の保全管理	<p>(1) 昇降機は、電動機の負荷となる機器、動力伝達部及び電動機の機械損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
28	給湯設備、業務用機器等	01	加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	給湯設備の効率管理	<p>(1) 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項について適切な値で運転すること。</p> <p>(2) 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。</p> <p>(3) 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。</p>
				02	給湯設備の保全管理	<p>(1) 給湯設備は、伝熱性能の低下を防止し、良好な状態を維持するため、熱交換器に付着したスケールの除去等、定期的に保守及び点検を行うこと。</p> <p>(2) 給湯設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
		02	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	業務用機器の効率管理	<p>(1) 厨房機器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース、医療機器、放送機器、通信機器、電子計算機、実験装置、遊戯用機器等の業務用機器の管理は、季節や曜日、時間帯、負荷量、不要時等に応じた適切な管理を行うこと。</p>
				02	業務用機器の保全管理	<p>(1) 業務用機器を良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
29	事務用機器	01	電気の動力、熱等への変換の合理化	01	事務用機器の管理	<p>(1) 事務用機器は、不要時において適宜電源を切るとともに低電力モードの設定を行うこと。</p>
				02	事務用機器の保全管理	<p>(1) 事務用機器は、必要に応じ定期的に保守及び点検を行うこと。</p>
30	建物等	01	その他の措置	01	断熱性、再生可能エネルギー源の利用等	<p>(1) ブラインド、カーテン等を適切に使用し、日射を遮蔽できる場所では積極的に利用すること。</p> <p>(2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。</p>

別表第4 業務部門における目標対策

		分類		対策の内容
大分類	中分類	小分類		
21 一般管理事項	01 管理体制の構築	02 外部機関の利用等		(1) ISO14001 やエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムや、ISO50001 などのエネルギーマネジメントシステムを確立し、第三者機関による点検・検査が実施されること。 (2) 自社で温暖化対策の立案が困難な場合は、外部の専門家による省エネルギー診断等を行い、対策の立案が実施されていること。
			04 設備等の管理	01 新設、更新等における措置
	05 エネルギーの管理	01 システムの導入等	(1) 電気を使用する設備や空調設備等を総合的に管理し評価するためにビルエネルギー管理システム（以下「BEMS」という。）の採用を考慮すること。	
22 空調設備、換気設備	01 空調設備の運転管理	04 新設、更新等における措置		(1) 必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) 可能な限り空調を施す区画ごとに個別制御ができるものとする。 (3) ヒートポンプ等を活用した効率の高い熱源設備を採用すること。 (4) 熱搬送設備の風道、配管等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備とすること。 (5) 負荷の変動が予想される空調設備の熱源設備、熱搬送設備は、適切な台数分割、台数制御及び回転数制御、部分負荷運転時に効率の高い機器又は蓄熱システム等効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。また、熱搬送設備は変揚程制御の採用を考慮すること。 (6) 空調設備を負荷変動の大きい状態で使用するとき、負荷に応じた運転制御を行うことができるようにするため、回転数制御装置等による変風量システム及び変流量システムを採用すること。 (7) 夏季や冬季の外気導入に伴う冷暖房負荷を軽減するために、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬季に冷房が必要な場合は、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加湿を行う場合には、冷房負荷を軽減するため、水加湿方式の採用を考慮すること。 (8) 蓄熱システム及び地域冷暖房システムより熱を受ける熱搬送設備の揚程が大きい場合は、熱交換器を採用し揚程の低減を行うこと。 (9) エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。 (10) 空調を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空調の効率の改善に必要な事項の計測に必要な計量器、センサー等を設置するとともに、BEMS等の採用により、適切な空調の制御、運転分析ができるものとする。
			05 空調機器等の適切な運転管理	(1) 室内の設備の状況等により空調機器等の運転時間の短縮が可能な場合は、タイマー、センサー等による制御システムを導入すること。
			06 最適な風量制御等	(1) 空調機器及び送排風機を有する場合は、負荷の状況、稼動時間等を考慮し、ポールチェンジ、プーリーダウン、ダンパ調整、回転数制御装置の導入等、負荷に応じた風量制御を行うこと。 (2) 電動機の消費電力、稼動時間等を考慮し、空調機器等における動力伝達媒体による動力損失低減対策を行うこと。
	02 換気設備の運転管理	03 適正な外気導入量制御	(1) 現状の室内環境を把握し、取入外気量が過剰である場合又は特に、夏季及び冬季において、外気処理に伴う熱負荷を軽減できる場合には、室内 CO ₂ 濃度の程度、在室人員の変動の程度等により、室内 CO ₂ 濃度 1000ppm 以下を確保できる範囲で、CO ₂ 濃度制御によるダンパー開閉の自動制御又は給排気ファンの回転数制御を導入すること。	
		04 駐車場の換気設備の運転管理	(1) 地下駐車場、屋内駐車場等の駐車場において換気設備を有する場合は、駐車車両数、利用時間帯、CO ₂ 濃度又は CO 濃度の変化、駐車場の換気能力等の駐車場利用実態を把握するとともに、タイムスケジュールによる運転制御、ポールチェンジ、CO ₂ 濃度又は CO 濃度による運転制御システムを導入すること。 (2) 駐車場においては、運転時間に関するタイムスケジュールの設定、CO ₂ 濃度及び CO 濃度による換気ファンの台数制御又は回転数制御等を適正に行い、換気設備の動力を軽減させること。	
	23 発電専用設備、コージェネレーション設備	01 熱の動力等への変換の合理化	05 新設、更新等における措置	(1) 発電専用設備は、電力の需要実績と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものとする。 (2) 発電専用設備は、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものとする。 (3) コージェネレーション設備は、熱及び電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、年間を総合して排熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のコージェネレー

				ション設備の設置を行うこと。
24	受変電設備	01 抵抗等による電気の損失の防止	04 新設、更新等における措置	(1) 受変電設備を新設する場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、電力の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、受変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。
25	ボイラー	01 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	02 新設、更新等における措置	(1) ボイラー設備を新設する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) ボイラー設備からの廃ガス温度の有効利用について検討を行い、利用できる場合は、廃熱利用の措置を講ずること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講ずること。 (3) ボイラー設備は、蒸気等の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、適正規模の設備容量のボイラー設備を選定するとともに、エコノマイザー等を搭載した高効率なボイラー設備を採用すること。また、配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備とすること。 (4) 負荷の変動が予想されるボイラー設備は、適切な台数分割を行い、台数制御により効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。
26	照明設備	01 電気の動力、熱等への変換の合理化	03 新設、更新等における措置	(1) 必要な照度に応じた設備を選定すること。 (2) 調光可能なLEDランプ等省エネルギー型設備の導入を行うこと。 (3) 高輝度放電ランプ(HIDランプ)、LEDランプ等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入を行うこと。 (4) 清掃、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。 (5) 照明器具の選択には、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び被照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。 (6) 窓側等の昼光を使用することができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすることを考慮すること。 (7) 照明の点灯区画の限定、照明器具の適切な間隔配置を考慮すること。 (8) 不必要な場所及び時間帯の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置(タイマー)の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。
27	昇降機	01 電気の動力、熱等への変換の合理化	03 エスカレータ管理	(1) エスカレータは、人感センサー設置等による運転により、不要時の運転を避けること。 (2) 特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機(籠型三相誘導電動機に限る。)又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、日本工業規格C4212(高効率低圧三相かご型誘導電動機)に規定する効率値以上の効率のもの採用を考慮すること。
28	給湯設備、業務用機器等	01 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	03 新設、更新等における措置	(1) 給湯設備は、給湯負荷の変化に応じた運用が可能なものとする。こと。 (2) 給湯設備は、使用量の少ない給湯箇所は局所式にする等の措置を講ずること。 (3) 給湯設備は、ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること。
		02 電気の動力、熱等への変換の合理化	03 新設、更新等における措置	(1) 業務用機器は、エネルギー効率の高い機器を選定すること。 (2) 熱を発生する業務用機器は、空調区画の限定や外気量の制限等により空調調和の負荷を増大させないように考慮すること。また、ダクトの使用や装置に熱媒体を還流させるなどをして空調調和区画外に直接熱を排出し、空調調和の負荷を増大させないように考慮すること。
30	建物等	01 その他の措置	02 新設、更新等における措置	(1) 二重窓、複層ガラス、遮光フィルム等を採用し、断熱強化を図ること。 (2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の積極的な導入を行うこと。 (3) 電気自動車充電設備、蓄電池の積極的な導入を行うこと。
31	廃棄物処理	01 燃焼の合理化	01 新設、更新等における措置	(1) 下水汚泥の焼却炉の燃焼効率の改善を図るため、高温燃焼の基準化により、下水汚泥の850℃以上での高温燃焼を行うとともに、それに見合った焼却炉の更新を行うこと。

別表第5 自動車部門における基本対策

大分類		分類		対策の内容		
		中分類	小分類			
51	自動車全般	01	一般管理事項	01 推進体制の整備	<p>(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置を行うとともに役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、経営者による基本方針及び対策目標の明示が行われていること。</p> <p>(3) (2)の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な削減対策を立案し、それらを検討できる組織横断的な委員会等を設置すること。</p> <p>(4) 削減対策の実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。</p> <p>(5) 削減対策の適切な進行管理（PDCA サイクル）を行うための推進体制を整備すること。</p> <p>(6) 温室効果ガスの排出の抑制等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底させるため、研修等の教育体制を整備すること。</p>	
				02 車両の保安全管理	<p>(1) 温室効果ガス排出量の削減を目的とした自動車に係る運転管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアルを作成すること。</p> <p>(2) 自主マニュアルを定期的に見直し、改善を図ること。</p> <p>(3) 自動車の性能及び効率の低下を防止するため、必要な保守及び点検を定期的（日常、月次、年次）に行うこと。</p> <p>(4) 自動車に係る維持管理等に関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。</p>	
				03 エネルギー使用量等の把握、計測、記録等の管理	<p>(1) 燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関係を持つ数量の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。</p> <p>(2) 燃料使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出原単位を算出し、管理すること。</p>	
				04 エコドライブの実施	<p>(1) 自動車の使用にあたっては、次の事項を事業者全体として取り組むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急発進、急停止を行わない。 ・車間距離の確保と定速運転の実施に努める。 ・エンジンプレーキを積極的に利用する。 ・エアコンを適正な温度に設定する。 ・無駄なアイドリングを行わない。 ・道路交通情報を活用し、渋滞や道路情報等を確認する。 ・タイヤの空気圧を適正に保つ。 ・不要な荷物の積載は行わない。 ・交通の妨げになる場所での駐車を行わない。 <p>(2) 定期的に自治体等が開催するエコドライブ講習会などに参加し、従業員に対する周知・教育を行うこと。</p>	
52	貨物輸送	01	輸送の効率化等による措置	01	輸送の効率化	<p>(1) 事前に目的地までの効率的なルートを選定すること。</p> <p>(2) 混雑する道路や時間帯を避ける輸送計画を立てること。</p> <p>(3) 目的に応じた自動車又は輸送量に見合った自動車を使用し、輸送回数を減らすこと。</p>

別表第6 自動車部門における目標対策

大分類		分類		対策の内容	
		中分類	小分類		
51	自動車全般	02	設備等の導入に関する措置	01 次世代自動車等の導入	(1) 目的に応じた自動車又は輸送量に見合った自動車を導入すること。 (2) 電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) などの次世代自動車や低燃費車等の温室効果ガスの排出を抑えた車両を計画的に導入すること。
				02 エコドライブ管理システムの導入	(1) エコドライブ管理システムの導入により、ドライバーの運転を記録し、速度や急加速、急減速、アイドリング等を確認・点検等すること。 (2) エコドライブ管理システムによる記録を活用して、運転管理を適切に行うこと。
52	貨物輸送	01	輸送の効率化等による措置	02 共同輸配送	(1) 荷主等と連携し、複数の事業者による車両及び貨物の相互融通等により、積載効率及び輸送効率の向上並びに輸送距離及び使用車両の削減を行うこと。
				03 モーダルシフト	(1) 幹線貨物輸送をトラックから鉄道や海運に転換し、環境負荷の低減を図ること。
				04 物流拠点の整理合理化	(1) 効率的な物流システムを構築するために、物流拠点の見直しを図り、分散した拠点を集約する等することで、無駄な走行を減らすこと
		02	設備等の導入に関する措置	01 輸配送システムの導入	(1) 求車・求貨システムや配車支援システム等を導入・活用することで、帰り荷の確保や積載率の向上、車両稼働率の向上など、輸送効率向上を図ること。
53	建物等	01	その他の措置	01 新設、更新等における措置	(1) 電気自動車充電設備、蓄電池の積極的な導入を行うこと。

事業活動地球温暖化対策計画

1 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針

(1) 温室効果ガス排出量削減に向けた方針

--

(2) 削減対策実施状況の適切な進行管理（P D C Aサイクル）を行うための方針

--

2 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制

--

3 温室効果ガスの排出の量の削減目標等

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量等

ア 基準排出量と目標排出量((実) は実排出量を、(調) は調整後排出量を示す。以下同じ。)

		1、2、4号該当者等	3号該当者等
基 準 年 度			年度
目 標 年 度			年度
基 準 排 出 量	(実) (調)	t-CO ₂	(実) (調) t-CO ₂
目 標 排 出 量	(実) (調)	t-CO ₂	(実) (調) t-CO ₂
削 減 量	(実)	t-CO ₂	(実) t-CO ₂
内 訳	対策の実施による削減量	(実) t-CO ₂	(実) t-CO ₂
	上記以外による削減量	(実) t-CO ₂	(実) t-CO ₂
削 減 率	(実)	%	(実) %

イ 基準排出量原単位等と目標排出量原単位等 (任意記載)

	1、2、4号該当者等	3号該当者等
原 単 位 等 の 活 動 量		
原 単 位 等 の 単 位		
基 準 年 度 の 値		
目 標 年 度 の 値		
削 減 率	%	%

ウ 目標設定に関する説明

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減目標 (全社目標) (任意記載)

4 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項

(1) 措置の内容

ア 計画期間に実施する措置の内容 (別表第1から6等を参考に記載してください。)

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間における取組の評価 (第3年度の報告時に記載)	

イ 実施済みの主な温室効果ガスの排出の量の削減対策内容

(2) 再生可能エネルギー源等の利用等

ア 基準年度までに実施した再生可能エネルギー源等の利用に係る検討状況

(検討済みの場合は「○」、未検討の場合は「×」を記載し、検討済みの場合は検討結果を記載してください。)

再生可能エネルギー源等の種類	検討の有無	検討結果
太陽光		
風力		
バイオマス		
未利用エネルギー		
その他()		
その他()		

イ 再生可能エネルギー源等を利用した設備の導入状況・計画及び再生可能エネルギー源等の価値の保有状況・計画

種類	概要(規模、場所など)	導入(保有)年度

(3) 基準年度までに実施したエネルギーの効率的な利用を図るための設備等の導入・検討状況
(導入済みの場合は「○」、導入検討中の場合は「△」、導入予定なしの場合は「×」を記載してください。)

設備等の種類	導入等の状況	設備等の種類	導入等の状況
電気自動車等への充電設備		エネルギー管理システム (FEMS, BEMS等)	
電気自動車等から建物等への給電設備		その他()	
EV、PHV、FCV		その他()	

5 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	

6 その他、地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	

7 基準年度のエネルギー起源CO₂の排出の量等の実績（1、2号該当者等）

(1) 事業者単位

ア エネルギー起源CO₂の排出量

(実)	t-CO ₂
(調)	

イ 原油換算エネルギー使用量

K L

ウ 事業所の数

--

(2) 事業所等単位

ア 年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500k1 以上の事業所

事業所の名称	事業所の所在地	エネルギー起源CO ₂ の排出量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂

イ 年間の原油換算エネルギー使用量が 500k1 以上 1,500k1 未満の事業所

事業所の名称	事業所の所在地	エネルギー起源CO ₂ の排出量
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂
		t-CO ₂

8 基準年度の温室効果ガスの排出の量等の実績（3号該当者等）

(1) 自動車に係る温室効果ガスの排出量等

ア 温室効果ガスの排出量

(実)	t-CO ₂
(調)	

イ 車両の台数（基準年度末日時点）

台

(2) 車両の内訳

ア 車両の種別

種別	台数
普通貨物自動車	台
小型貨物自動車	台
大型バス	台
マイクロバス	台
乗用自動車	台
特種自動車	台

イ 燃料の種別

種別		台数	比率
次世代自動車	電気自動車	台	%
	プラグインハイブリッド自動車	台	%
	ハイブリッド自動車	台	%
	燃料電池自動車	台	%
	天然ガス自動車	台	%
	その他	台	%
低燃費車	ガソリン自動車（上記を除く）	台	%
	ディーゼル自動車（上記を除く）	台	%
	LPGガス車	台	%
	その他（上記を除く）	台	%
上記以外		台	%

※ 低燃費車とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき定められた燃費基準（トップランナー基準）を達成している自動車をいう。

9 事業者における温室効果ガスの種類ごとの削減目標等（4号該当者等）

温室効果ガスの種類	温室効果ガスの量 (t-CO ₂)			削減率
	基準年度	目標年度	削減量	
①非エネルギー起源 CO ₂ (②を除く)				%
②廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂				%
③CH ₄				%
④N ₂ O				%
⑤HFC				%
⑥PFC				%
⑦SF ₆				%
⑧NF ₃				%

事業活動地球温暖化対策計画（大規模事業所用）

1 事業所等の概要（本年度4月1日時点）

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業所の部門 (該当する方に ○を記載)		産業部門
		業務部門
事業の内容		
事業所の規模等 (業務部門の場合は 記載)	建物の延床面積	m ²
	事業開始年月日	
	建物の使用用途	
	建物の所有形態	
主なテナント等 事業者の概要 (業務部門の場合は 記載)	(1)	テナント等事業者の名称
		事業の概要
	(2)	テナント等事業者の名称
		事業の概要
	(3)	テナント等事業者の名称
		事業の概要

2 温室効果ガスの排出の量の削減目標等

(1) 基準排出量と目標排出量

基準排出量		t-CO ₂
目標排出量		t-CO ₂
削減量		t-CO ₂
内訳	対策の実施による削減量	t-CO ₂
	上記以外による削減量	t-CO ₂
削減率		%

(2) 基準排出量原単位等と目標排出量原単位等（任意記載）

原単位等の活動量		原単位等の単位	
基準年度の値		目標年度の値	
削減率	%		

(3) 目標設定に関する説明

3 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項
（別表第1から6等を参考に記載してください。）

NO.	対策の名称	対策の内容	実施 予定年度
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

事業活動地球温暖化対策結果報告

1 温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況(第1、2、4号該当者等)

(1) 計画期間における温室効果ガスの排出の量等の状況

ア 温室効果ガスの排出の量

	基準年度 (年度)	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	目標排出量
排出量 (t-CO ₂)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)
削減率		(実) % (調) %	(実) % (調) %	(実) % (調) %	(実) % (調) %

イ 温室効果ガスの排出の量に係る原単位等の値(任意記載)

原単位等の活動量					原単位等の単位
	基準年度 (年度)	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	目標とした値
排出量原単位等の値					
活動量の値					
排出量原単位等の削減率		%	%	%	%

ウ 計画期間の温室効果ガスの排出の量の状況等についての説明

第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間における排出量増減等の評価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善対策など (第3年度の報告時に記載)	

(2) 温室効果ガスの排出の量の状況(全社目標)(任意記載)

--

2 温室効果ガスの排出の量の削減目標の達成状況 (第3号該当者等)

(1) 計画期間における温室効果ガスの排出の量等の状況

ア 温室効果ガスの排出の量

	基準年度 (年度)	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	目標排出量
排出量 (t-CO ₂)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)	(実) (調)
削減率		(実) % (調) %	(実) % (調) %	(実) % (調) %	(実) % (調) %

イ 温室効果ガスの排出の量に係る原単位等の値 (任意記載)

原単位等の活動量	原単位等の単位				
	基準年度 (年度)	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	目標とした値
排出量原単位等の値					
活動量の値					
排出量原単位等の削減率		%	%	%	%

ウ 計画期間の温室効果ガスの排出の量の状況等についての説明

第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間における排出量増減等の評価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善対策など (第3年度の報告時に記載)	

(2) 温室効果ガスの排出の量の状況 (全社目標) (任意記載)

--

3 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施状況

(1) 措置の実施状況

(各年度において、計画に記載がない措置を実施した場合は、実施した内容の最後に(追加実施)と記載してください。)

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間における取組の評価 (第3年度の報告時に記載)	

指針様式第2号

(第3面)

(2) 再生可能エネルギー源等の利用等

ア 前年度における再生可能エネルギー源等の利用に係る検討状況

(追加検討を実施した場合は「○」、追加の検討を実施していない場合は「×」を記載してください。また、追加検討を実施した場合はその結果を記載してください。)

再生可能エネルギー源等の種類	追加検討の有無	検討結果
太陽光		
風力		
バイオマス		
未利用エネルギー		
その他()		
その他()		

イ 再生可能エネルギー源等を利用した設備の導入状況・計画及び再生可能エネルギー源等の価値の保有状況・計画

種類	概要(規模、場所など)	導入(保有)年度

(3) 前年度に実施したエネルギーの効率的な利用を図るための設備等の導入状況

(追加導入がある場合は「○」、追加導入がない場合は「×」を記載してください。)

設備等の種類	追加導入の有無	設備等の種類	追加導入の有無
電気自動車等への充電設備		エネルギー管理システム(FEMS, BEMS等)	
電気自動車等から建物等への給電設備		その他()	
EV、PHV、FCV		その他()	

4 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置の実施状況

(各年度において、計画に記載がない措置を実施した場合は、実施した内容の最後に(追加実施)と記載してください。)

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	

5 その他、地球温暖化対策の推進への貢献の実施状況

(各年度において、計画に記載がない措置を実施した場合は、実施した内容の最後に(追加実施)と記載してください。)

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	

6 基準年度からのエネルギー起源CO₂の排出の量等の推移（1、2号該当者等）

(1) 事業者単位

	基準年度	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度
エネルギー起源 CO ₂ 排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
原油換算エネルギー 使用量	K L	K L	K L	K L
事業所の数				

(2) 事業所等单位

ア 基準年における年間の原油換算エネルギー使用量が 1,500k1 以上の事業所

事業所の名称	事業所の所在地	エネルギー起源CO ₂ の排出量 (t-CO ₂)			
		基準年度	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度

イ 基準年における年間の原油換算エネルギー使用量が 500k1 以上 1,500k1 未満の事業所

事業所の名称	事業所の所在地	エネルギー起源CO ₂ の排出量 (t-CO ₂)			
		基準年度	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度

7 基準年度からの温室効果ガスの排出の量等の推移（3号該当者等）

(1) 自動車に係る温室効果ガスの排出量等

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
車両の台数	台	台	台	台

(2) 車両の内訳

ア 車両の種別

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度
普通貨物自動車	台	台	台	台
小型貨物自動車	台	台	台	台
大型バス	台	台	台	台
マイクロバス	台	台	台	台
乗用自動車	台	台	台	台
特種自動車	台	台	台	台

イ 燃料の種別

		基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	最新年度 の比率
		台数	台数	台数	台数	
次世代自動車	電気自動車	台	台	台	台	%
	プラグインハイブリッド自動車	台	台	台	台	%
	ハイブリッド自動車	台	台	台	台	%
	燃料電池自動車	台	台	台	台	%
	天然ガス自動車	台	台	台	台	%
	その他	台	台	台	台	%
低燃費車	ガソリン自動車（上記を除く）	台	台	台	台	%
	ディーゼル自動車（上記を除く）	台	台	台	台	%
	LPGガス車	台	台	台	台	%
	その他（上記を除く）	台	台	台	台	%
上記以外		台	台	台	台	%

※ 低燃費車とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき定められた燃費基準（トップランナー基準）を早期達成している自動車をいう。

8 事業者における基準年度からの温室効果ガスの種類ごとの排出量の推移（4号該当者等）

温室効果ガスの種類	温室効果ガスの量 (t-CO ₂)				目標排出量 (t-CO ₂)
	基準年度	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度	
①非エネルギー起源 CO ₂ (②を除く)					
②廃棄物の原燃料使用に伴う 非エネルギー起源 CO ₂					
③CH ₄					
④N ₂ O					
⑤HFC					
⑥PFC					
⑦SF ₆					
⑧NF ₃					

事業活動地球温暖化対策結果報告（大規模事業所用）

1 事業所の概要等（本年度4月1日時点）

事業所の名称			
事業所の所在地			
事業所の部門 (該当する方に ○を記載)		産業部門	
		業務部門	
事業の内容			
事業所の規模等 (業務部門の場合は 記載)	建物の延床面積	m ²	
	事業開始年月日		
	建物の使用用途		
	建物の所有形態		
主なテナント等 事業者の概要 (業務部門の場合は 記載)	(1)	テナント等事業者の名称	
		事業の概要	
	(2)	テナント等事業者の名称	
		事業の概要	
	(3)	テナント等事業者の名称	
		事業の概要	

2 温室効果ガスの排出の量等の削減目標の達成状況

(1) 温室効果ガスの排出の量

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標排出量
排出量 (t - CO ₂)					
削減率		%	%	%	%

(2) 温室効果ガスの排出の量の原単位等の値（任意記載）

原単位等の活動量					原単位等の単位
	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標とした値
排出量原単位等の値					
活動量の値					
排出量原単位等の削減率		%	%	%	%

(3) 計画期間の温室効果ガスの排出の量の状況についての説明

第1年度	
第2年度	
第3年度	

3 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施状況

NO.	対策の名称	対策の内容 <small>【計画期間の途中で対策を追加した場合は、対策の内容の最後に(〇〇年度追加)と記載してください】</small>	実施年度に○を記載してください。		
			第1年度	第2年度	第3年度
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

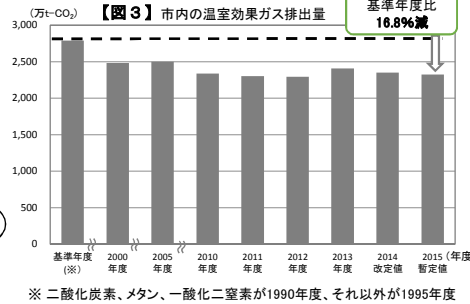
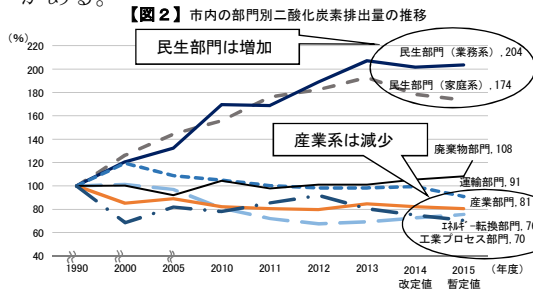
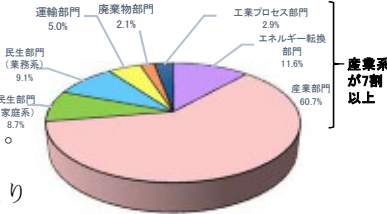
「事業活動地球温暖化対策指針」の変更について

地球温暖化対策に関する技術水準や社会状況等の変化を踏まえ、**事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減の推進及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の運用**に必要な事項を定める「事業活動地球温暖化対策指針」の一部を変更する。

1 温室効果ガス排出量の状況

- (1) 本市では、地球温暖化対策推進基本計画において、**2030年度までに1990年度比で30%以上の温室効果ガス排出量の削減**を目指す目標を掲げ取組を進めている。
- (2) 市内の二酸化炭素排出量を部門別で比較すると、臨海部を中心に製造業が集積している本市の特性から、**産業部門などの産業系が7割以上**を占めている【図1】。
- (3) 市内の部門別排出量の推移【図2】を見ると、民生部門は、人口増加や商業施設の床面積増加などにより排出量が増加したが、産業系は、事業者の取組の成果や産業構造の変化などにより減少した。
こうした状況により、市内の温室効果ガス排出量【図3】は、1990年度比で**16.8%の削減**（国全体では2.1%増加）となった。
- (4) 産業系の排出量は減少傾向にあるものの、排出量の多くを占めることから、**事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の効果的な運用**により、更なる削減に取り組む必要がある。

【図1】市内の二酸化炭素排出量の部門別構成比 (2015年度暫定値)



2 事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の概要

- (1) **制度の趣旨**
大規模事業者が、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた計画書・報告書を市に提出することにより、計画的かつ継続的に排出量の削減を図るもの
- (2) **対象事業者**
大規模事業者（原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上など） 約160社が対象
- (3) **手続の流れ**
 - ア 対象事業者は、今後3年間の削減目標や取組内容を記載した計画書を市に提出（中小規模事業者も、任意に提出することができる。）
 - イ 提出事業者は、毎年度、排出量や取組状況を記載した報告書を市に提出（市は、提出事業者に対し、必要な指導・助言を行うことができる。）
 - ウ 市は、提出された計画書・報告書の概要を市ホームページで公表
- (4) **表彰**
本年度から、事業者のモチベーション向上を目的として、大幅な削減を達成した事業者を環境功労者として市長が表彰する取組を開始

3 「事業活動地球温暖化対策指針」の一部変更の概要

- (1) 本市では、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減の推進及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書の作成に必要な事項を定める「事業活動地球温暖化対策指針」を平成22年度に策定した。
- (2) 指針の策定から8年が経過し、その間、**次世代自動車の技術開発の進展や、再生可能エネルギーの普及、電力自由化の拡大**など、地球温暖化対策に関する技術水準や社会状況等が大きく変化した。
- (3) こうした状況変化を踏まえ、**事業活動に伴う温室効果ガス排出量の更なる削減の推進及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度のより効果的な運用**に向けて、「事業活動地球温暖化対策指針」の一部を次のとおり変更する。

= 主な変更点 =

- (1) 削減対策として、
 - ア **次世代自動車の導入**を追加
 - イ **低炭素電力の積極的利用**を追加
 - ウ **一定の省エネ性能（トップランナー基準）を満たした機器の導入対象を拡大**
- (2) 計画書・報告書の記載事項として、
 - ア **再生可能エネルギー源等の利用に係る検討状況**を追加
 - イ **削減対策の効果についての評価・見直し（PDCA）**を追加
- (3) 事業者の事務負担軽減のため、計画書・報告書の**様式と添付書類を見直し**
- (4) 報告書に記載する排出量の算定に**低炭素電力の選択による削減効果**を反映
- (5) 中小規模事業者の削減対策として、**省エネルギー診断等の活用**を追加

4 今後のスケジュール

平成30年11月9日（金）～12月10日（月） パブリックコメント
平成31年4月1日 指針の変更

「事業活動地球温暖化対策指針（変更案）」 について御意見をお寄せください

本市では、川崎市地球温暖化対策推進基本計画において、2030年度までに1990年度比で30%以上の温室効果ガス排出量の削減を目指す目標を掲げ、取組を進めております。

こうした中、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減の推進及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度の運用に必要な事項などを定める「事業活動地球温暖化対策指針」は、平成22年度に策定してから8年が経過し、その間、次世代自動車の技術開発の進展や、再生可能エネルギーの普及、電力自由化の拡大など、地球温暖化対策に関連する社会・経済状況が大きく変化しました。

こうした状況変化を踏まえ、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の更なる削減及び事業活動地球温暖化対策計画書・報告書制度のより効果的な運用に向けて、「事業活動地球温暖化対策指針（変更案）」を取りまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集の期間

2018（平成30）年11月9日（金）～12月10日（月）

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）にお持ちください。

2 資料の閲覧場所

- (1) 環境局 地球環境推進室（市役所第3庁舎17階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) 情報プラザ（市役所第3庁舎2階）

※川崎市ホームページでも内容を御覧いただけます。

3 意見書の提出方法

題名、氏名（団体の場合は、名称及び代表者名）及び連絡先を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により提出してください。※意見を提出する様式は自由ですが、「意見書」も御活用いただけます。

- (1) 電子メール 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信
- (2) 郵送・持参 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
川崎市 環境局 地球環境推進室 宛て（市役所第3庁舎17階）
- (3) ファクシミリ 044-200-3921

<留意事項>

- ・ 電話での受付及び個別回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報とは公開いたしません。
- ・ 意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます（個人、団体を問いません）。

4 その他

お寄せいただいた御意見の内容と、それに対する市の考え方と対応について取りまとめを行い、2019（平成31）年2月にホームページで公表する予定です。

5 お問い合わせ

川崎市 環境局 地球環境推進室 電話044-200-3836

意見書

題名	事業活動地球温暖化対策指針(変更案)に関する意見募集について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	2018(平成30)年 月 日	枚数	枚(本紙を含む)

政策等に対する意見

--	--	--	--

- ・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。
- ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき適正に保護・管理されます。
- ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。

提出先

部署名	環境局地球環境推進室		
電話番号	044-200-3836	FAX番号	044-200-3921
住所	〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4		